

公益財団法人びわ湖芸術文化財団 法人本部地域創造部における
びわ湖芸術文化交流センター BiWACC X (旧 Twitter) 運用ポリシー

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人びわ湖芸術文化財団（以下「財団」という。）の法人本部地域創造部（以下「地域創造部」という。）がXを県民への情報伝達媒体として利用するために必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) X X Corp.がインターネットにおいて提供する情報サービスをいう。
- (2) アカウント X (Twitter)上において、コンテンツを管理するために取得した権利およびユーザー名をいう。
- (3) 公式アカウント 地域創造部が管理する「びわ湖芸術文化交流センター BiWACC」公式アカウントをいう。

(管理責任者)

第3条 公式アカウントの運用管理の管理責任者は、地域創造部長（以下「管理責任者」という。）とする。

2 管理責任者は、公式アカウントの適切な運用を行うため、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 公式アカウント上への情報の掲載および削除等の承認および指示
- (2) 公式アカウント情報およびパスワード等の管理
- (3) 掲載情報に関する問い合わせおよび苦情等への対応
- (4) その他適切な運用を行うために必要な事項

(投稿者)

第4条 公式アカウントへの投稿は、管理責任者が指定した職員が行うことができる。

(掲載情報)

第5条 公式アカウントでは、次に掲げる情報を提供する。

- (1) 財団の主催事業に関する情報
- (2) 県内外の特徴ある文化芸術活動
- (3) 県民の文化芸術活動に資する情報
- (4) その他管理責任者が適当と認めるもの

2 財団が別途定めるソーシャルメディア利用ガイドラインに基づき、適切な情報の提供に努める。

(禁止事項)

第6条 公式アカウントでは、次に掲げる利用者からのコメントおよび投稿(以下「コメント等」とする。)を禁止する。

- (1) 法令等に違反し、または違反するおそれがあるもの
- (2) 公の秩序または善良の風俗に反するもの
- (3) 人種、思想、信条等を差別し、または差別を助長させるもの
- (4) 本人の承諾なく個人情報を掲載する等のプライバシーを侵害するもの
- (5) 特定の個人、企業、団体等を誹謗し、または中傷するもの
- (6) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの
- (7) 政治または宗教の活動を目的とするもの
- (8) 虚偽または事実と異なる内容を含むもの
- (9) わいせつな表現を含むもの
- (10) 掲載する記事と無関係のもの
- (11) 前各号に掲げる内容を含むホームページへのリンクを目的とするもの

2 利用者からのコメント等について、管理責任者が前項各号に該当すると判断した場合は、コメント等の投稿者に断りなく、コメント等の全部または一部を削除する。

(著作権)

第7条 公式アカウントに掲載されている写真、イラスト、音声、動画および掲載情報等の著作権は、財団または正当な権利を有するものに帰属する。

(アカウント運用者の明示)

第8条 成りすましによる誤情報の流布を防ぐために、公式アカウントのユーザー名等を財団ホームページに明示するとともに、公式アカウントの自己紹介欄には、本運用ポリシーおよびソーシャルメディア利用ガイドラインが閲覧できるアドレスを表記する。

(免責事項)

第9条 財団は、公式アカウントに投稿された利用者からのコメント等について、一切の責任を負わない。

2 財団は、コメント等の投稿者の間、またはコメント等の投稿者と第三者間のトラブルによって、コメント等の投稿者または第三者に生じた全ての損害について、一切の責任を負わない。

(アカウントの廃止)

第10条 情報の更新がない場合で6か月を経過したときは、公式アカウントを廃止する。ただし、6か月を経過した後に公式アカウントを存続させる必要がある場合は、情報更新の終了を発表するものとし、その翌年度末までに廃止する。

(その他)

第11条 この要領に定めのない事項は、理事長が別に定める。

付 則

付 則

本要領は、令和5年1月27日から施行する。

付 則

本要領は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

本要領は、令和8年4月1日から施行する。